

東伊豆町小規模事業者デジタル化等推進事業補助金

東伊豆町では、国で進めているデジタル化や、今後回復が見込まれるインバウンド需要に対応するための新規で受入環境整備を行う事業者に対し補助金を交付します。

つきましては、下記の事項をご確認のうえ、申請手続きをお願いします。

対象事業者	本町で事業を営み、町民税の申告を行っている方で、 <u>令和4年3月末日までの納期が到来した町税に滞納がない方を補助対象とします。</u> (※納付計画等を行っている場合は可)								
補助対象経費	事業者が、デジタル技術を活用した生産性及び付加価値の向上に向けた取組及びインバウンド需要の受入環境整備に基づく店舗環境の改善を前提とした整備にかかった経費の一部を対象とします。 (1) キャッシュレス決済の導入に要する経費 (2) W i - F i 環境の整備に要する経費 (3) 多言語化に対応した案内表示に要する経費 (4) 自社サイトの多言語対応に要する経費 (5) 翻訳システムの導入に要する経費 (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が認める経費 ※(1)～(5)以外で申請を希望される場合は着工前・購入前にご相談ください。 <table border="1" data-bbox="375 1048 1477 1198"><tr><td>対象外経費</td></tr><tr><td>消費税及び地方消費税、ポイントやクーポン等を利用した金額、備品をインターネット通販での購入送料等、リース料</td></tr></table>	対象外経費	消費税及び地方消費税、ポイントやクーポン等を利用した金額、備品をインターネット通販での購入送料等、リース料						
対象外経費									
消費税及び地方消費税、ポイントやクーポン等を利用した金額、備品をインターネット通販での購入送料等、リース料									
補助金額	補助対象事業で要した金額の3分の2の額とし、一申請者につき1回のみの申請とし、補助金の上限は、下記別表をご確認ください。 ※補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。 ※消費税及び地方消費税並びに手数料は含まないものとします。 ※国又は他の自治体から交付された補助金の交付対象となった経費は、補助対象経費から除くものとします。 別表 <table border="1" data-bbox="375 1653 1463 1854"><thead><tr><th>申請者</th><th>上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>店舗面積が100㎡未満の場合</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>店舗面積が100㎡以上400㎡未満の場合</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>店舗面積が400㎡以上の場合</td><td>150,000円</td></tr></tbody></table>	申請者	上限額	店舗面積が100㎡未満の場合	50,000円	店舗面積が100㎡以上400㎡未満の場合	100,000円	店舗面積が400㎡以上の場合	150,000円
申請者	上限額								
店舗面積が100㎡未満の場合	50,000円								
店舗面積が100㎡以上400㎡未満の場合	100,000円								
店舗面積が400㎡以上の場合	150,000円								
申請受付	受付期間： <u>令和4年9月1日(木)から令和4年12月23日(金)まで</u> 受付場所：東伊豆町役場観光産業課(※郵送での受け付けはできません。) 受付時間：午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)								

【裏面をご覧ください】

東伊豆町小規模事業者デジタル化等推進事業補助金 交付の流れ

1 補助金交付申請書類（下記の書類）を作成

- (1) 東伊豆町小規模事業者デジタル化等推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 東伊豆町商工会の指導を受けて作成した事業支援計画書の写し
- (3) この事業に関連する経費に掛かる見積書の写し
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

※必要に応じて上記（1）～（4）以外の書類を提出していただく場合がございます。

- (1)、(4) は観光産業課または町ホームページからダウンロードしてください。

申請書提出

※着工前・購入前にご申請ください

2 審査・補助金交付決定

東伊豆町小規模事業者デジタル化等推進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）の送付

3 補助事業の実施

※工事内容または補助対象経費に変更がある場合は、変更手続きが必要です。

- (1) 東伊豆町小規模事業者デジタル化等推進事業補助金交付変更申請書（様式第4号）
- (2) この事業に係る見積書

※当該事業金額の20パーセント以内の減額変更や補助金の額に増減のない変更は提出不可

4 実績報告書類（下記の書類）を作成

- (1) 東伊豆町小規模事業者デジタル化等推進事業補助金実績報告書（様式第6号）
- (2) 事業完了後の写真
- (3) 経費の支払を証する書類の写し
- (4) 東伊豆町小規模事業者デジタル化等推進事業補助金交付請求書（様式第8号）
- (5) 振込先口座が確認できる書類の写し

※補助事業完了後30日以内か

令和5年2月10日のいずれか早い日までに提出

実績報告書提出

5 実績確認・補助金交付確定

東伊豆町小規模事業者デジタル化等推進事業補助金交付確定通知書（様式第7号）の送付

6 補助金の支払い（指定口座に振り込み）